

公 告

条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び多久市財務規則（平成11年規則第5号）第86条の規定により次のとおり公告します。

令和7年5月1日

多久市長 横尾俊彦

1 委託業務の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度 多久市体育センター体育館床研磨・再塗装業務委託 |
| (2) 履行場所 | 多久市北多久町大字小侍286番地24 多久市体育センター |
| (3) 業務概要 | 床表面研磨
床板隙間埋め
コートライン塗装
ウレタン塗装
産業廃棄物運搬処分 |
| (4) 履行期間 | 令和7年6月2日から令和7年7月31日まで |
| (5) 予定価格 | 非公表 |
| (6) 最低制限価格 | 無 |
| (7) 入札方法 | 電子入札 |
| (8) 入札保証金 | 無 |
| (9) 契約保証金 | 有 |
| (10) 前払金 | 有 |
| (11) 中間前払金 | 無 |
| (12) 部分払 | 有 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加するものは、次の資格要件を満たすものとする。

- (1) 業種及び等級等に関する要件
令和7・8年度の多久市入札参加資格審査申請を提出している者であること。
- (2) 地域要件
佐賀県内に本店、支店、営業所を有する者であること。
- (3) 履行実績における要件
当該公告日前5年間に、市又は国若しくは他の地方公共団体等の公共機関の同種の業務について、元請として履行した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 入札参加申請の期限日から開札の日までの間において、多久市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱等により、指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札参加申請書の受付期限日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において、不

渡り手形等を出していない者であること。

- (7) 開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (8) 本業務の入札参加申請を行う他の事業者と資本又は人事面において、強い関連がある者でないこと。基準については、佐賀県が定める「入札・契約及び建設業者の合併等に関する「資本又は人事面に深い関係」の取扱基準」に準じる。
- (9) 多久市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)に規定する暴力団等ではないこと。
- (10) 同種業務の経験を有する作業管理者を配置できること。

3 入札参加資格確認申請書及び資格確認申請書類

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 同種業務履行実績調書

4 入札参加申請の期間及び方法

(1) 申請期間

この公告の翌日8時00分から令和7年5月20日(火)22時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 申請方法

入札に参加する者は、入札参加資格確認申請書及び同種業務履行実績調書を電子入札システムにより提出すること。

(3) 資格確認の連絡

令和7年5月21日(水)17:00までに電子入札システムにより通知する。

※入札参加資格がないと認められた者については、その理由を付して通知する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する者が、開札の時までに、資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

5 設計図書等の交付

(1) 交付方法

入札情報公開システムによる。

(2) 設計図書等に関する質問方法

質問期限 令和7年5月16日(金)17時00分まで

質問先 多久市教育委員会 教育振興課 文化スポーツ係

FAX 0952-75-2279

回答期限 令和7年5月19日(月)17時00分までに、質疑があった場合のみ行う。

回答は、多久市HPへ掲載する。

6 入札及び開札について

(1) 入札方法

電子入札システムにより提出すること。

(2) 入札書提出期間

令和7年5月23日(金)8時00分から令和7年5月26日(月)22時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 開札日時

令和7年5月27日(火)9時00分

(4) 開札場所

多久市財政課(電子入札システム)

(5) 工事費内訳書

入札時には、見積内訳書を合わせて提出すること。

(6) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって、落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除(多久市財務規則第87条第1項第2号の規定による。)

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、多久市規則第107条第2項の規定に基づくときは、契約保証金の納付を免除する。

8 その他

入札その他の取扱いについては、多久市財務規則その他の法令に定めるもののほか、多久市建設工事等入札心得の定めるところによるものとする。

9 問い合わせ先

(入札に関すること)

多久市 財政課 契約検査係 電話番号 0952-75-2132

(業務内容に関すること)

多久市教育委員会 教育振興課 文化スポーツ係 電話番号 0952-75-8022